

一関地区広域行政組合会計管理者事務代決専決規程

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合訓令第3号

改正 平成19年3月30日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、会計管理者の職務権限に属する事務の円滑な執行を期するとともに責任の範囲を明らかにするため、事務処理の代決及び専決に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 代決 上司が不在のとき上司に代わって所掌事務について決裁することをいう。
- (2) 専決 会計課長がこの訓令に定める事務を決裁することをいう。

(代決)

第3条 会計管理者が不在のときは、会計課長が、その事務を代決する。

2 会計課長が不在のときは主幹又は課長補佐が、会計課長、主幹及び課長補佐がともに不在のときは会計課長があらかじめ指定する係長相当職以上の職にある者が、その事務を代決する。

(会計課長の専決事項)

第4条 会計課長は、次に掲げる事項を専決する。

- (1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（燃料費、光熱水費に限る。）、役務費、1件1,000万円未満の委託料及び工事請負費、負担金、扶助費並びに公債費（地方債の元利償還金に限る。）の支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、1件200万円未満（食糧費にあつては1件15万円未満のもの）の支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事。
- (3) 収入及び収入更正の通知の受領に関する事。
- (4) 小切手の振出しに関する事。
- (5) 資金前渡及び概算払の精算に関する事。
- (6) 過誤納金に係る還付命令に関する審査、支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事。
- (7) 戻入命令及び支出更正命令の審査に関する事。

- (8) 歳入歳出外現金の収入通知及び支出命令の受領に関する事。
- (9) 物品の受入れ及び払出しに関する事。
- (10) 予算の流用通知及び予備費の充用通知の確認に関する事。
- (11) その他会計管理者の指示する事務に関する事。

(代決及び専決の制限)

第5条 代決者は、次の各号のいずれかに該当する事項を代決することができない。

- (1) 重大又は異例に属する事項
- (2) 紛議論争がある事項又は処理の結果紛議論争を生ずるおそれがある事項
- (3) 上司において事案を了知しておく必要があると認められる事項

2 専決しようとする事項が前項各号のいずれかに該当するときは、専決することができない。

(代決処理及び後閲)

第6条 第3条の代決は、決裁欄に代決の表示をなし、それに押印することにより行う。

2 前項の規定により代決した場合は、必要に応じ「後閲」と朱書し、事後速やかに閲覽を受けなければならない。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一関地区広域行政組合格約の一部を変更する規約 (平成19年岩手県指令市町村第1149号) 附則第2項の規定により収入役が在職する期間に限り、この規則による改正後の題名、第1条、第3条第1項及び第4条第11号の規定は適用せず、この規則による変更前の題名、第1条、第3条第1項及び第4条第11号の規定は、なおその効力を有する。